

# 固定資産税の免除・減免制度について

## ①企業立地促進条例に基づく固定資産税の免除について

小松島市内へ新たに立地する企業および小松島市内の既存の企業が事業拡大のために新たに事業用固定資産を取得し、下表の投下固定資産要件および新規雇用要件を満たした場合に固定資産税を一定期間免除します。

**【対象業種】**工場等（研究施設を含む）、運輸施設、情報処理関連施設、コールセンター、卸売業関連施設

		投下固定資産要件(千円)	雇用要件(人)	適用年数(年)
大企業	新設	200,000	20	5
	増設	100,000	5	5
中小企業	新設	50,000	3	5
	増設	20,000	1	3



## ②先端設備等導入計画の認定による固定資産税の特例について

中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画（注1）の認定を受けた中小企業者等が、市内に導入する先端設備等のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税の減免が受けられます。

### 【減免内容】

当該設備にかかる固定資産税 3年間ゼロ

※特例措置を受けるためには、別途、市税務課固定資産税担当まで申告が必要です。

（注1）先端設備等導入計画とは、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。中小企業等経営強化法に基づき、小松島市が導入促進基本計画を策定し、当該計画に適合している先端設備等導入計画を認定しています。認定の申請については、市ホームページ（下記のQRコード参照）をご覧いただぐか、市商工観光課までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】** 市商工観光課（市役所4階） ☎ 32・3809／FAX 33・0938

Mail:syoukou@city.komatsushima.i-tokushima.jp



# 市営住宅の入居者を募集します

入居ご希望の方は、申込用紙を市住宅課でお受け取りのうえ、下記申込期間中にご提出ください。

### 【募集団地（ひとり親世帯優先公募住宅）】

①豊ノ本団地・3DK（中郷町字豊ノ本93番地の1）1戸

### 【優先公募入居の要件】

- ・ひとり親世帯で20歳未満の子を扶養している方
- ・持ち家のない方で現に住宅に困窮していること
- ・入居しようとする世帯員全員の合計所得が基準額以下であること
- ・現在、市営および県営住宅に住んでいないこと
- ・申込者および同居する方が暴力団員およびその関係者でないこと

### 【募集団地（一般住宅）】

①和田島団地・2DK（和田島町字明神東6番地の1）1戸

②加藤西団地・3DK（中郷町字加藤126番地の1）1戸

③加藤団地・3DK（中郷町字加藤7番地の1）1戸

### 【一般公募入居の要件】

- ・同居する親族がいること（①については条件を満たす場合、単身者も可）
- ・持ち家のない方で現に住宅に困窮していること
- ・入居しようとする世帯員全員の合計所得が基準額以下であること
- ・現在、市営および県営住宅に住んでいないこと
- ・申込者および同居する方が暴力団員およびその関係者でないこと

※その他詳しくは市住宅課までお問い合わせください。

**【申込期間】** 1月17日(月)、1月18日(火)（両日とも午前8時30分から午後5時15分まで）

### 【入居者選考】

希望者が多い場合は、公開抽選を1月24日(月)に市役所4階大会議室で実施し入居者を決定します。

※抽選日に申込書のコピーを必ず持参してください。また、代理の方が抽選する場合は委任状が必要です。

**【お問い合わせ先】** 市住宅課（市役所2階）

☎ 32・2120／FAX 32・7800

Mail:juutaku@city.komatsushima.

i-tokushima.jp